

事務連絡
令和8年4月1日

建設工事関係団体 各位

監理課
建設業振興グループマネージャー
整備企画課
技術管理グループマネージャー

新たな工事費内訳書様式の当面の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正（令和7年12月12日施行）に伴い、入札金額の内訳を記載した書類に材料費等※を明示することとなったことから、令和8年4月以降に提出する新たな工事費内訳書に係る当面の対応を下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

1 工事費内訳書に新たに追加する材料費等の取扱い

応札者（入札参加者）が提出した工事費内訳書における材料費等の金額欄については、監理課通知による運用開始日まで、入力・未入力のいずれであっても問題なしとする。

※ 材料費等

材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費をいう。